阿蘇噴火で玄海原発は立地不適！神戸製鋼データ不正事件の徹底調査を！
再稼働同意撤回と県独自の専門委員会の常設・検証を求める知事要請資料

2017 年 12 月 26 日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

【1】玄海原発も阿蘇巨大噴火で立地不適

（1）広島高裁決定（決定要旨より）

（火山ガイドに則り評価したところ）「阿蘇4噴火の火砕流が伊方原発敷地に到達した可能性が十分小さいと評価することはできないから、伊方原発の立地は不適であり、原発を立地することは認められない」
「伊方原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断は不合理である」

（2）火山影響評価ガイド

http://www.nsr.go.jp/data/000213308.pdf （最新版）
p.1「原子力発電所の運用期間中に火山活動が想定され、それによる設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価できない場合には、原子力発電所の立地は不適と考えられる。」
地理的領域について＝「火山影響評価が実施される原子力発電所周辺の領域を指す。原子力発電所から半径 160km の範囲の領域とする。」
①火山の活動可能性が十分小さいか
②噴火規模を推定できるか
③過去最大の噴火規模を想定し、設計対応不可能な火山事象（火砕流）が敷地に到達する可能性が十分小さいかどうか
④十分小さいと判断できない場合は原発の立地は不適となり、立地は認められない。

（3）九電の説明「火砕流が玄海原発の敷地に到達する可能性は認められない」

①九電は「敷地到達可能性なし」とした

◆第 402 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（2016 年 9 月 16 日）・・・（A）
http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/power_plants/00000098_02.html
資料 2-7-2 「玄海原子力発電所　火山について」の「評価結果の概要」（p.40）に、「火山事象の敷地到達可能性の評価結果」一覧が掲載されている。ここで玄海原発から 130 キロの距離にある「阿蘇カルデラ」について、「将来の活動可能性＝あり」としつつ、「火砕流の敷地到達可能性＝認められない」としている。

②国・原子力規制委員会「妥当と判断」

原子力規制委員会は、玄海 3・4 号機審査書（2017 年 1 月 18 日）本文 66 ページで、
「規制委員会は、申請者が本発電所の運用期間に設計対応不可能な火山事象が本発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価していることは妥当であると判断した」とした。

③佐賀県「安全を確認した」

佐賀県原子力安全専門部会第 3 回会合（2017 年 1 月 19 日）では、九電から審査会合と同じ内容の資料の概略が説明された。（安全専門部会資料 3-2-5「火山影響評価について」p.12）
http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00353240/index.html
同部会は国への質問の中で「半径 160 キロ」の根拠を問うたところ、国は「国内最大規模の阿蘇 4 噴火（9 万年前）において火砕流が到達した距離が 160 キロであると考えられていることによる」と回答。
◆県安全専門部会報告書（2017 年 3 月）p.51 確認事項 9　原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出
http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00354129/3_54129_41796_up_zr5csumn.pdf

そして、総じて、専門部会は「安全を確認した」として、知事同意へ向けてお墨付きを与えた。

（4）玄海原発 30 キロ圏に阿蘇第 4 噴火による層厚 10 メートルの火砕流が到達していた

第402回審査会合（2016年9月16日）において、前回会合で規制委から「阿蘇4火砕流堆積物について、発電所に近い位置(浜玉町)にあるのでないかといった文献」を指摘されたことを受け、九電はあらためて調査報告を出した。

それによれば、原発 30 キロ圏に新たに 7 か所の火砕流露頭があると報告（1 つは 30 キロ圏外）。

唐津市浜玉町では層厚 10 メートル以上の火砕流堆積物があった。

議事録によれば、規制委の石渡委員は「本来は最初から提示すべきだったのに、それが我々の指摘で初めて調査をしてわかったということで、残念に思う」と述べた上で、「ここで10メートルあったということは、たぶん、これはもっと先まで流れていったに違いない」と述べた。

これらを考慮すると、「敷地に到達する可能性は認められない」などと判断することは不当ではないか。

＜上記（A）資料2－7－1　火山について（コメント回答）p.4、p.6　より＞

【2】神戸製鋼データ不正事件：すべての部材について徹底調査を

（1）九電の説明

◆神戸製鋼所の不適切行為に関する当社の原子力発電所に対する調査状況等について(12 月 4 日）
http://www.kyuden.co.jp/nuclear_notice_171204.html

①安全上重要な部位（原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリを構成する主要な部位）
　神戸製鋼等で製造された部材（格納容器の鉄筋・テンドン、溶接継手・肉盛溶接）があったが、不適切行為のあった製品ではないことを検査記録より確認した。一部に弁や配管は現在調査中。

②燃料集合体
　神戸製鋼等で製造された部材（燃料被覆材、制御棒案内シンブル、計装用案内シンブル、スリーブ等のステンレス製小部品）があったが、不適切行為のあった製品でないことを燃料メーカーから直接確認した。

③材料、溶接材料
　神戸製鋼当で製造された溶接材料があったが。溶接部門の工場に立ち入り検査をしたところ、検査プロセスにおいて自動化が図られたり、複数人による確認が実施されていて、検査データへの人的関与による改ざんは確認されなかった。よって、品質に問題がないと判断する。

（2）問題点

①組織ぐるみでやっていたことであり、「自動化」や「複数人の確認」が不正を防いだことにならない。

◆神戸製鋼副社長　改ざん、管理職も把握、組織ぐるみ認める（日経新聞 10 月 8 日）

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO22038960Y7A001C1TJC000/

②神戸製鋼が自主点検・緊急監査したのは 2016 年9月～2017 年8月の間に出荷した製品のみ。

「40年以上前から」と元社員が証言している。

◆神戸製鋼不正 「40年以上前から」元社員ら証言（毎日新聞 10 月 17 日）

https://mainichi.jp/articles/20171018/k00/00m/020/098000c

＜･･･1970年代にアルミ工場に勤務していた元社員は40年以上前から不正があったと証言する。「検査合格証を改ざんしていたようだ」と話す。＞

③原子炉容器の溶接や、格納容器のテンドン（鋼鉄のロープ）など重要部位にも使われていた。調査はまだすべて終わっていない。

（3）厳しくチェックしない原子力規制委員会（更田委員長会見から）

＜11月15日＞

●更田委員長：今回のような事態のときに、この範囲まで調べろ、この範囲まで調査しろ、この深さまでやれと規制当局がいつまでもやらなければならないようだったら、この国に原子力を利用する資格はない

サプライチェーンを全部追いかけて神戸製鋼製のものをリスト化しろと言えば、2年かかる、3年かかるという答えが返ってくる。

●更田：（リストを出せる可能性、意欲は？） ありません。

＜12 月 6 日＞

●更田：規制上の要求を満たすためというのではなくて、今回、神戸製鋼の不正が事実としてあったことから、事業者として慎重を期して精査をしたいと。これは事業者の姿勢として正しい姿勢なので、事業者が自ら安全の確保とその説明責任を果たそうとすることは、大いに奨励される話であって、それを追いかけて更に規制当局がという事態かというと、今、その認識は持っていない

●まさの記者：神戸製鋼所の取材をしましたところ、実は、改ざんのデータが、最大でも 10 年ぐらいしか保存期間ルールがなくて、3年、5年、10 年という保存ルールなのだそうで、3年しか持っていないので、それ以上のものであればそもそもないと。今回の自主点検はあくまで1年未満ということと、それから、改ざん前のデータが残っていなければ、改ざんした後のデータしか残っていないと、それはチェックしようがないのだということで、そこでわかったのは、規制委員会が例え、いついつ、どこどこまでに検査をさかのぼってやってくださいと言っても、さかのぼれないという状態もあるということがわかったのですが、これについて、まず、認識されているかということと、公式な記録として、そういう実態があることを記録すべきだと思うのですが。

●更田：20 年前、30 年前造られた施設に対して、製造記録であるとか、詳細な記録が全て保管されているわけではないというのは、これは常識的にあることだと思っています。ですから、それを記録として残すことにどういう意味があるのかと。記録として残すことに私は意味を認めていませんけれども。

･･･汎用品の製造記録を個別にとなると、これもおそらく水掛け論になると思うのですけれども、規制が追いかける範囲を広げ過ぎることはかえって危険を招くのです。適正な範囲というものが必ずあります。ですから、おっしゃっているように、ありとあらゆるものを保管しておくように、ありとあらゆるものを確認すべきだという御意見だとしたら、それは私の意見は全く異なります。

●記者：規制をかけるのではなくて、保管ルールを設けて、稼働している間は、何かもしあったときにたどれるという状態にしておくことはどうだということだったのですが、それには別にあらゆるものを全部チェックしろとか、そういうことではなかったので。

●更田：記録、保管は範囲によります。

●記者：そうすると、それを今回のことをきっかけとして広げるおつもりはないということなのですね。

●更田：ありません。

【3】佐賀県独自の専門家による検証について

私達が求めてきた「専門家委員会の恒常的な設置」について知事は「原子力安全専門部会を閉じることはしません」と回答（2017 年 12 月 25 日付）。知事同意後、休会状態。